平成２４年（フ）第６９０号
大阪府和泉市観音寺町534番地の１―607、前住所大阪府泉佐野市上瓦屋514番地の５
債務者　西村　鎌一
１　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６９３号
大阪府泉大津市東豊中町２丁目３番25―201号、前住所大阪府泉大津市北豊中町３丁目７番22号
債務者　森本　正美
１　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６９５号
大阪府和泉市伯太町１丁目13番７―701号
債務者　金田浩志こと　金　　浩志
１　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６９６号
大阪府泉大津市北豊中町１丁目６番34―106号、前住所大阪府泉大津市小松町２番13号
債務者　土橋　恒美
１　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６９７号
大阪府泉大津市式内町８番27―202号、前住所大阪府堺市南区片蔵29番地１
債務者　松田　和人
１　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２５５号
広島県福山市北吉津町５丁目８番24号　旭アーバンＢ―101、旧住所広島県福山市奈良津町１丁目３番13―109号　サンシャインキャッスル
債務者　岸本　美幸（旧姓松田）
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２６０号
広島県福山市引野町北１丁目15番５号
債務者　道上　洋司
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２６３号
広島県福山市沖野上町５丁目17番７―401号
債務者　飯堂友季子（旧姓ガッチャリアン）
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２７０号
広島県福山市木之庄町４丁目５番11号　ストロベリーハイツ101、旧住所広島県福山市山手町1252番地２
債務者　高山　友江（旧姓野田）
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第３０２号
香川県高松市円座町2167番地５
債務者　猫田　和美（旧姓藤澤）
１　決定年月日時　平成24年12月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１１４号
福岡県大牟田市大字白銀550番地２
債務者　城戸　洋介
１　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第５２６号
沖縄県豊見城市字平良78番地
債務者　大城　憲子
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５３３号
沖縄県那覇市辻２丁目28番21号　仲里アパート２―Ｂ
債務者　香村　智子（旧姓友利・青山）
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３５２号
北海道二海郡八雲町立岩71番地54
債務者　福井　信行
１　決定年月日時　平成24年12月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３５４号
函館市湯川町２丁目26番８号
債務者　平山　裕二
１　決定年月日時　平成24年12月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３５５号
函館市湯川町２丁目26番８号
債務者　平山由紀子（旧姓惠多谷）
１　決定年月日時　平成24年12月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３６８号
函館市田家町５番28号
債務者　相田　夢希
１　決定年月日時　平成24年12月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
函館地方裁判所